

介護保険制度が変わります

●長寿介護課 ☎20・7301

令和6～8年度（第9期）の介護保険料を決定しました

介護保険料の決定通知は
7月中旬ごろに送付します

基準額 月額5,800円(第8期と同額)

- ・政令改正に伴い、所得に応じた保険料段階を**9段階→13段階**に変更しました。
- ・低所得者(第1～3段階)の保険料率は、公費負担により軽減しています。
- ・保険料余剰金を積み立てている介護保険基金の一部を取り崩し財源に充てることで、保険料額の上昇を抑えています。



▲市ホームページ

所得段階	住民税課税状況		本人の所得・収入金額など	保険料率 ※()は軽減前	保険料 (年額)	
	本人	世帯				
第1段階	非課税	非課税	前年のその他の 合計所得+課税 年金収入額 ※生活保護受給者・ 老齢福祉年金受 給者は第1段階	80万円以下	0.285(0.455)	19,840円
第2段階			80万円超120万円以下	0.485(0.685)	33,760円	
第3段階			120万円超	0.685(0.69)	47,680円	
第4段階	課税	課税	80万円以下	0.9	62,640円	
第5段階			80万円超	1.0【基準額】	69,600円	
第6段階	課税	—	前年の 合計所得	120万円未満	1.2	83,520円
第7段階				120万円以上210万円未満	1.3	90,480円
第8段階				210万円以上320万円未満	1.5	104,400円
第9段階				320万円以上420万円未満	1.7	118,320円
第10段階				420万円以上520万円未満	1.9	132,240円
第11段階				520万円以上620万円未満	2.1	146,160円
第12段階				620万円以上720万円未満	2.3	160,080円
第13段階	720万円以上	2.4	167,040円			

【合計所得】収入金額から必要経費に相当する額を差し引いた金額で、扶養控除や医療費控除など所得控除前の金額

【その他の合計所得】合計所得金額から年金所得金額を控除した金額

一部の福祉用具の利用方法が変わります

対象

- ・固定用スロープ
- ・歩行器
- ・単点杖(松葉づえを除く)
- ・多点杖

**利用
方法**

- 【変更前】貸与のみ
- 【変更後】貸与または販売(選択制)

介護サービス利用時の負担額が変わります

国が定める介護報酬の改定に伴い、介護サービスを利用する際の本人負担額が変わります。

高齢者リフレッシュ事業の利用料を減額します

利用にあたっては、事前に高齢者リフレッシュ倶楽部の会員登録が必要です。

対象

65歳以上で介護保険料の滞納がない人

料金

変更前:350円→変更後:300円

**利用
施設**

- ・大村ゆの華(サンスパおおむら内)
- ・龍神温泉かやぜの湯

申込

- ・長寿介護課(プラットおおむら2階)
- ・福祉総務課(市役所1階)